

《仮訳（要約）》

フランス共和国 BOCCRF 会報 n° 8

(1996年5月24日付)

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には  
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、  
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。  
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。  
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが  
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

[https://rebeca-documentation.finances.gouv.fr/exl-php/vue-consult/rebeca\\_portail\\_recherche\\_avancee\\_internet/DOC00382580](https://rebeca-documentation.finances.gouv.fr/exl-php/vue-consult/rebeca_portail_recherche_avancee_internet/DOC00382580)

※ 原典(1 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。  
翻訳は省略。

## 概要：

フランスにおいて競争、消費、不正行為に関連する公式文書を収集する公式通報(BOCCRF)は、競争、消費、不正行為の取り締まりに関する公式文書集である。

本件は食品接触用パッケージの印刷に使用されるインキとワニスの使用に関する内容であり、フランス公衆衛生上級評議会の食品・栄養部門は、1995年11月7日の会議で、以下の規定に賛成する意見を表明した。

この決議は、食品接触材料や物品の表面に、印刷やワニス塗りの方法で、色素材料を使用するかどうかに関わらず、適用されるすべての調製品に関連する内容である。

「素材や完成品の通常の使用に関して、印刷された表面がワニスで覆われているかどうかに関わらず、食品と接触してはならない。」

「通常または予測可能な使用条件下で印刷された、またはワニス塗られた食品接触用の製品は完成後、人間の健康にリスクを引き起こすことはなく、食品の有機的特性を悪化させたり、組成または品質に変化をもたらしてはならない。」

したがって、インキやその構成要素、特に溶剤や色素が食品汚染の原因にならないように、使用条件を明確にする必要がある。

## 適用範囲：

### 1. インク

包装の印刷面は、ワニスで覆われているかどうかに関わらず、食品と接触しないようにする必要があり、

### 2. 印刷インキ・ワニス用溶剤

食品接触材料の塗料、ワニスおよびプラスチック材料に関する規制について、沸点が150°C未満の溶剤、白スピリット、テレピン油が認められているが、これらの溶剤が材料または完成品から完全に除去されることが条件である。

### 3. 色素調整剤

以下の基準を満たしている場合に限り、インクメーカーはその他の着色材料を含む商業的な着色剤を使用することができる。

着色材料がフランス公衆衛生上級委員会の意見を経て、ポジティブリストに登録されている場合。